

2013年 6月 7日

東海村長 村上 達也 様

日本共産党東海村議員団

議員 大名美恵子

議員 川崎 篤子

## 職員給与引き下げの中止を求める要請書

政府は、地方公務員の給与を7月から7.8%引き下げることが地方自治体に求め、2013年度予算の地方交付税を減額しました。国家公務員の給与減額措置に準じたものです。これに対し全国知事会など地方6団体は「極めて遺憾である」との共同声明を発表し、「地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するもの」と強く批判しています。

政府のやり方は、乱暴でルールに反しています。地方公務員の賃金は、自治体が独自に自主的に条例をつくって決定するのが地方公務員法で定められた原則です。職員団体との交渉にも応じなければなりません。国が一方的に下げ幅を決め、実施を強制する前提で地方交付税を減額することは、この原則を踏みにじる行為です。

国家公務員も同様に、国家公務員法の規定さえ無視し、議員立法で強行しました。公務員賃金は憲法と公務員法を踏みにじり、法治国家の根幹を揺るがすやり方で引き下げられており、断じて許されません。

この間、公務員ばかりでなく民間労働者の収入は減り続けています。退職金の大幅削減に続く公務員の賃下げは公務員の生活悪化にとどまらず、民間労働者の賃金にも影響を及ぼし、地域経済は一層疲弊してしまいます。デフレ不況を加速させる賃金の引き下げは、絶対におこなうべきではありません。

本村においては、本村職員組合が3月初め、職員の給与引き下げは行わないよう求める要請を署名を添えて村長に行い、村長の回答は、「6月議会には引き下げ案は出さない」とどまっていると聞いております。

すでに、「引き下げをしない」と首長が明確に態度表明している県内自治体は、私どもが把握できた範囲ですが5市あります。

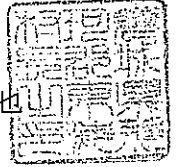
よって、村長におかれましては、本村の自主性を余すところなく発揮し、本村職員の執務意欲の向上、延いては村民生活の向上のために、「給与引き下げは行わない」ことを明確に表明するよう求めます。

以上

東人収第 91 号  
平成25年6月12日

日本共産党東海村議員団  
議員 大名 美恵子 様  
議員 川崎 篤子 様

東海村長 村上 達也



職員給与引き下げの中止を求める要請について (回答)

日頃より、本村行政運営に対しまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成25年6月7日付けで御提出いただきました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

回 答

今回の国からの地方公務員の給与削減措置要請につきましては、既に実施されております国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう求められたものです。当初の趣旨は、東日本大震災を契機とした防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、今後消費税について国民の理解を得て進めるためにも、国家公務員を対象としたものであります。

地方公務員の給与は、地方公務員法に定める三原則（職務給の原則、均衡の原則、給与条例主義の原則）の考え方にに基づき、それぞれの自治体が地域の実情に合わせて自主的に決定すべきものです。国が地方公務員の給与に干渉することは地方自治の精神に反するもので、国が地方公務員の給与減額分を一方的に見込み地方交付税を削るという考え方は到底容認できるものではなく、現時点においては、給与削減措置は実施しない方向で考えております。

今後におきましては、他の市町村の動向を注視しつつ慎重に判断してまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。